## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	令和6年4月1日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	留意事項(本文)	認定後の内容の変更	変更の内容に(3)求職者支援訓練の合同実施を追加しました。 変更事由の例を追記しました。
3	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の修了者等からの就職 状況報告書の回収率	申請時点で認定基準不適合に該当する申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。
4	留意事項(本文)	過去に実施した求職者支援訓練の就職率について	①過去に実施した求職者支援訓練の就職率に係る認定可否の範囲、改善計画書(認定様式第16の2号)について次のとおり変更となります(詳細は本文を必ずご確認ください)。 ②申請時点で認定基準不適合に該せする申請機関は、認定基準を満たしていないことになる旨を追記しました。 【変更前、令和6年3月31日以前に開請するコースに適用】 ①放職率の認定基準を下回った訓練科の終了日から4年以内に終了する、同一都道府県で実施する同一の分野の訓練科が再度、認定基準を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用就職率の適用日から起算して1年を接過する日までの間、当該都道府県に対して、同一の分野の訓練科は認定できなくなります。(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。 1年を経過する日までの間、当該都道府県において、同一の分野の訓練科は認定できなくなります。(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。 「本を経過する日までの間、当該都道府県において、同一の分野の訓練科は認定できなくなります。(改善計画の提出の要否、提出状況を問いません。)。 ②過去に実施した実職者支援訓練の「雇用保険適用就職事」が、基金リースで30%、実施コースで30%、実施コースで30%、実施しした実職者支援訓練を35%(今科5年3月31日までに開請された副練料については30%)を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、量が正の一番道府県において同一の分野の訓練科の申請をしようとする場合、改善計画(認定様式第16の2号)の提出が必要となります。 【変更後、令和6年4月1日以降に開請する三人に適用し、令和6年9月31日以前に開請したコースは従前の取扱い(令和5年12月8日以降に申請する訓練料の窓定申請等について)であること 「②過去に実施した求職者支援訓練(のラーエング)の「雇用保険適用財職事」が、35%を下回った場合、当該訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科(6ラーニング)の申請をしようとう局・一部とは、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職等の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職等の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職等の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職等の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職率の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の雇用保険適用財職等の適用日以降、最初に同一分野の訓練科の解析と「日本の主場合に対しいませるとは、また、当該訓練科の雇用保険適用財職率に対して、改善計画(認定様式第1602号)の提出が必要となります。 2割練の適用日以降、最初に申請する同一分野の訓練科の解析と通知す、1年保険適用財職率」が、基金用り、数は第1回、2010年間、1年保険適用財職率、15、10年保険適用財職等に対して、改善計画(認定権式第1602号)の提出が必要となります。 2割練科の雇用保険適用財職率)で、2010年間、同一の計の訓練科が再度、上記(10年間保険適用財職率)を下回ると当該を通用財職を対していては、最初に対しては、最初に対しては、表別に同一分野の訓練科が再度、上記(10年間財産の企業となります。1年保険適用財職率)が、基金コースで30%、実施コースで30%、実施コースで30%と実施コースで30%と実施コースで30%と実施コースで30%と実施コースで30%と対しまた。1年間に対していては、10年間に関係を通用財職を対していては、10年間に対していては、10年間に対していて、10年間に対していて、10年間に対していていていませいのでの、10年間に対しないでは、10年間に対していていているがは、10年間に対していていているがは、10年間に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
5	留意事項(本文)	□分野における認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置について(※支給要件の一部変更)	今般の改正に伴い、以下のとおり適用支部が変更となりました。 (旧)岩手支部、石川支部、三重支部、奈良支部、香川支部、大分支部 (新)岩手支部、福島支部、石川支部、三重支部、奈良支部、島根支部、香川支部、大分支部、鹿児島支部
6	留意事項(本文)	デジタルリテラシーの向上促進について	IT分野又はデザイン分野の訓練のうちWEBデザインの訓練コース以外の訓練を申請する場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」及び「DXリテラシー標準の項目の一覧」を参考に、各分野において就職に必要と考えらえるデジタルリテラシーを含むカリキュラムの設定に努めて下さい。なお、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合は、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」を支部に提出してください。
7	留意事項(本文)	新規参入に係る要件の変更	新規参入のうち、新規扱いについて下記のとおり変更となります。 [変更前] 1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合 2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内で実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合 [変更後] 1 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を他の都道府県では実施(開講)したことがあるが、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内では実施(開講)したことがない場合(本申請により、通所割合が20%以下の6ラーニングコースを申請しようとする場合を除ぐ) 2 申請する求職者支援訓練と同一分野の求職者支援訓練を、求職者支援訓練を行おうとする都道府県内(6ラーニングコースを申請しようとする場合にあっては、全国)で実施(開講)したことがあるものの、雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合 ※総訓練時間に対する通所割合については、受講者全員が通所で実施する時間数で算出すること(オンライン訓練(混在型)で実施する時間数は含めないこと。)。
8	留意事項(本文)	申請日について	機構支部に認定申請書を提出する際の申請日について、機構支部へ来所して申請する場合は「来所日」、郵送により申請する場合は「発送の手続きを行う日付(消印日付)」を記載し(消印日と申請日が異なる場合、申請書を受理できない場合もございますので、ご注意ください。)、電子メールにより申請する場合は、電子メールの送信日が申請書に記載する申請日になりますが、アドレスの誤りやサーバーエラー等で送信・受信できていない場合、認定申請書は提出されていないこととなりますので、機構支部に対して、受信されているか確認してください。

## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
9	留意事項(本文)	講師の数について	全ての実技の訓練時間において、講師は、受講者15人あたり1人以上配置し(助手のみの配置は認められません。)、かつ実技の危険の程度・指導の難易度・受講者の特性に応じて、きめ細かい指導ができる数としているが、IT分野又はデザイン分野のうちWEBデザインの訓練コースは、受講者20人までは1人、20人を超えるときは2人以上(助手のみの配置は認められません)配置することでも差し支えないとしました。
10	留意事項(本文)	民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の再開時期の変更に係る対応について	令和6年度の民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修については、令和6年4月からの開講を予定となりました。 そのため、令和6年4月末までに申請する訓練科については、認定基準に規定する本要件の適用を猶予することが可能ですが、令和6年5月1日以降に申請する訓練科については、本要件の適用は猶予されません。 ただし、ガイドライン研修の開講が延期となった場合は、開講日の属する月の月末まで措置が延長されます。
11	留意事項(本文)	職業訓練の実績の特例措置	令和6年4月1日以降に申請する訓練コースについて、、過去に短期・短時間特例訓練を実施し、終了した実績がある場合、基礎2カ月コース及び実践2カ月コースを申請する場合の当該実績における訓練期間又 は総訓練時間が申請する職業訓練の7割未満であっても認められることとしました。
12	留意事項(本文)	「登録日本語教員」の内容を含む訓練について	「日本語教員」が「登録日本語教員」となったことに伴い修正をしました。
13	留意事項(本文) 別紙3	基礎コースにおける短時間訓練の設定について	基礎コースで1か月につき80時間以上100時間未満の訓練を設定する場合は、訓練対象者が以下に限られます(※)ので、認定様式第5号の訓練対象者の条件に、「在職中の者等、訓練の受講にあたり特に配慮を必要とする者」と記載する必要があります。また、訓練コースの末尾に(短時間)と記載してください。 (※) ① 複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者)等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする特定求職者等 ② ①に準ずるその他の特に配慮を必要とする特定求職者等
14	留意事項(本文) 別紙3	実践コースにおける訓練時間及び訓練期間の設定につ いて	実践コースの訓練時間は、1か月80時間以上かつ1日につき3時間以上6時間以下、訓練期間は2か月以上6か月以下となります。 なお、1か月につき80時間以上100時間未満の場合は、「短時間訓練」の扱いとなります。
15	留意事項(本文) 別紙4	託児サービス対応訓練としての設定	(12)託児サービス支援付き訓練に「託児サービス対応訓練」について追加しました。 託児サービス対応訓練は、託児サービスが付帯された訓練の実施を希望する訓練実施機関が、予め特定の託児施設と受入れ人数の調整は行わず、「託児サービス対応訓練コース」として認定申請し、訓練コース の認定後に受講申込者が希望する託児施設と調整等を行い、訓練実施機関が活児施設と託児サービスの契約を行う方法となります。 利用希望者から申し出のあった場合は、必ず託児施設と調整を行う必要があります。 なお、託児サービス対応訓練を設定する場合は、訓練科名の末尾を(託児対応)としてください。
16	留意事項(本文) 別紙5	省略可能な認定申請書類の変更	以下の書類について省略不可としました。 ・就職支援責任者が取得していた場合に加点となる資格等の確認ができる書類
17	別紙6	個人情報の保管について	個人に関する情報を保管する書庫等について、容易に持ち出すことができないこと、を追記しました。
18	留意事項(本文) 別紙8	キャリアコンサルティング担当者の要件変更	ジョブ・カード作成アドバイザーをキャリアコンサルティング担当者の要件から削除しました。
19	留意事項(本文) 別紙10	講師要件の変更	類型4から、学歴を削除しました。 また、「求職者支援訓練の講師として認められる類型」のうち、実務経験・指導経験に係る取扱いの留意点を記載しました。
20	別紙13	コース案内に記載する事項の変更	以下の内容について変更しました。 ・短期・短時間特例訓練の特例措置終了に係る削除 ・託児サービス対応訓練新設に係る追記

## 令和6年4月1日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
21	別紙15	ナンニ ハ 制体中等になり本事	以下の内容について変更しました。 ・通所部分の設定が20%未満でも設定可能である特例措置が令和7年3月31日まで延長となりました。 ・通解部分の設定が20%未満でも設定可能である特例措置が令和7年3月31日まで延長となりました。 ・訓練の内容により、サポート対象でないソフトウェアを使用する場合について、受講者に対して、適切に使用できる方法(セキュリティ対策等)を周知・指導する必要があります。 ・推奨回線速度を10Mbpsとしました。
22	留意事項(本文) 別紙15	オンライン訓練を申請する場合の注意事項	総訓練時間に対する通信(同時双方向型)の時間を算出していただき、その割合を訓練概要の末尾に記載してください。 (例)【オンライン対応コース(オンライン割合12%)】 なお、算出した割合が1%未満の場合は、【オンライン対応コース】のみ記載してください。
23	留息事項(本义)	介護が野及い呼音価値が封にあける認定戦末訓練失施 奨励金(職場見学等促進奨励金)について (※時限措置の延長)	今般の改正に伴い、時限措置の延長が決定しました。 (旧) 介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。 (新) 介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野の訓練コースのうち、一定の要件を満たす職場見学等を実施した場合、「職場見学等促進奨励金」が支給されます。
24	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	